

決算審査特別委員会記録

＜水循環・森林・景観環境部、産業・観光・雇用振興部、食と農の振興部＞

開催日時 令和3年10月14日（木） 10:03～11:55

開催場所 第1委員会室

出席委員 10名

清水 勉 委員長

川口 延良 副委員長

樋口 清士 委員

植村 佳史 委員

乾 浩之 委員

阪口 保 委員

岩田 国夫 委員

小林 照代 委員

藤野 良次 委員

森山 賀文 委員

欠席委員 なし

出席理事者 村井 副知事

湯山 総務部長

塩見 水循環・森林・景観環境部長

谷垣 産業・観光・雇用振興部長

乾 食と農の振興部長

芝池 会計管理者（会計局長） ほか、関係職員

傍聴者 1名

議事 議第 92号 令和2年度奈良県水道用水供給事業費特別会計剰余金の
処分及び決算の認定について

議第 93号 令和2年度奈良県流域下水道事業費特別会計剰余金の処
分及び決算の認定について

議第101号 令和2年度奈良県歳入歳出決算の認定について

報第 29号 令和2年度奈良県内部統制評価の報告について

報第 30号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

<会議の経過>

○清水委員長 ただいまから本日の会議を開きます。

それでは、日程に従い、水循環・森林・景観環境部、産業・観光・雇用振興部及び食と農の振興部の審査を行います。なお、観光局の審査は午後となります。

これより質疑に入ります。その他の事項も含めて、質疑等があればご発言を願います。

なお、理事者の皆さんには、委員の質疑等に対して明確、かつ簡潔に答弁をお願いいたします。また、マスク等をつけていただいていますので、マイクをできるだけ近づけて答弁いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、ご発言を願います。

○藤野委員 初めに、産業・観光・雇用振興部に企業誘致についてお聞きいたします。

令和2年度主要施策の成果に関する報告書を見ますと、工業立地件数が令和2年度で28件となっております。平成30年度で38件、令和元年度では32件ということですが、昨年のコロナ禍の中で、よく28件という誘致をされたと評価したいと思っております。

この企業誘致で大事なものは、もちろん税収入増と、もう1点は雇用の場の創出であろうと思っております。奈良県は県外就業率が大変高いので、県内で就業するために、企業誘致をして雇用の場を創出することは、目的として大変大事であると思っておりますが、この令和2年度までに確保した雇用の人数、もし分かれば、正社員と非正規を分けておっしゃっていただければありがたいのですが、分からなかったら一緒でも結構です。教えていただきたいと思っております。

○奈良企業立地推進課長 本県では、県内の働く場の確保を重要な課題として、本県独自の補助制度を用意しまして、積極的な企業誘致を行ってきたところです。企業の立地件数につきましては、平成19年から令和2年までの14年間に393件の企業が県内に立地しています。また、働く場の確保につきましては、立地企業393件に県独自の調査をしたところ、307件から回答を得られ、立地に伴い新たに創出された雇用人数は3,013人、さらに今後の採用予定も合わせますと約5,700人の雇用が創出される見込みです。今後、企業の業績拡大や新たな立地等により、さらに雇用の増を期待したいと考えております。

○藤野委員 平成19年から県内に立地した企業393件のうち307件の回答を得て、雇用人数は3,013人、今後の予定は5,700人という答えでしたが、やはり雇用を多く創出するとなると、物づくり産業がかなり効果的ではないかと思っております。様々

な企業がある中でも、こういった物づくり産業等の誘致に向けて、今後、精いっぱい取組を進めていただきたいと思います。

その企業誘致で申し上げますと、大切なのはやはり、産業用地の確保です。以前から御所インターチェンジ周辺、川西町の唐院、あるいは田原本町、三宅町、そして、私の地元である郡山下ツ道ジャンクションのある大和郡山市にあるいわゆる工業ゾーンについて、現在、どのような取組になっているのか教えていただきたいと思います。

○奈良企業立地推進課長 県では、企業の立地により雇用の場を創出し、県経済の活性化をさせるために、主に京奈和自動車道及び西名阪自動車道の周辺地区をターゲットにしまして、平成26年度から庁内プロジェクトチームを立ち上げ、工業ゾーン創出プロジェクトを進めてきたところです。平成29年9月に連携協定を締結した川西町では、令和2年1月に市街化区域編入が完了して、7月には県内本社2社の企業の立地が決定しております。また、平成30年8月には、連携協定を締結した田原本町で、市街化調整区域内で4つの地区計画を町が策定しまして、立地企業による開発が始まるなど、一定の成果が表れつつあるところです。これまでの取組のエリアのほかにも、産業用地の創出に積極的な姿勢を示す市町村もございますので、県としては、今年度から市町村の職員を対象にした研修会、あるいは市町村へのアドバイザーの派遣などを行って、産業用地の創出が少しでも前向きに進むようにサポートしているところです。また、市町村から提案のあった候補地につきまして、産業用地の創出の活性化が見込まれるところを判断しまして、市町村が実施する実現可能性調査に補助制度を創設し、市町村の取組を財政的にも支援しております。また、県が自ら実施している御所インターチェンジ周辺の産業集積地形成事業につきましては、地元御所市のご協力もいただき、令和2年9月に、今回対象の地区の地権者全員と土地売買契約を締結いたしました。今年度は、旧御所東高等学校校舎の除却、対象地の埋蔵文化財の試掘、発掘調査、また、企業ニーズ調査等を進め、早期に企業へ分譲ができますよう効率的、計画的に進めてまいりたいと思っております。産業用地の確保には一定の時間がかかりますが、引き続き積極的な取組を進める市町村と連携し、産業用地の確保、開発が具体的に進むように努めてまいりたいと思っております。

○藤野委員 ただいまの答弁のとおり、やはり産業用地の確保というのは、市町村の積極的な取組が非常に重要であろうと思っております。ただし、その市町村、基礎自治体だけに用地の確保策を任せておくのも、いかがなものかと思っております。大和郡山市でも、遅々として進んでいない状況の中で、やはり県と市の連携、あるいは県の絶大なるサポートもお

願いたいと思います。もちろん、直接、先頭に立つのは市町村ですので、そういった意味においては、県の後方支援、そして、積極的なサポートも含めた取組を、ぜひとも願いたいと思うと同時に、産業用地の確保をもって企業誘致をさらに推し進めていただきたいと、お願い申し上げます。

次に、食と農の振興部に対してお聞きいたします。

県中央卸売市場の再整備について、以前から、代表質問や一般質問でも取り上げていますし、また、予算審査特別、決算審査特別の両委員会でもお聞きしております。県中央卸売市場は、ご存じのとおり、県民の台所としての役割を果たしておられ、それぞれの家庭に新鮮な生鮮食料品を届けるという役目もしっかりと果たしていただいています。開場以来45年近くたつわけです。施設も、その都度トイレや様々な施設の整備、修繕はしていただいています。やはり45年たつ施設なので老朽化が著しく進んでおり、県行政に対して、その整備をお願いしているところです。

ここで、荒井知事も、いわゆるB to B（市場エリア）だけではなく、B to C（賑わいエリア）も含めて取組を進めようということで、様々な取組の中で計画も打ち立てていただきました。本年度はPFI方式によるB to Bの整備事業者の募集を先行する予定であると聞いております。県が目指す再整備の大きなコンセプトは、やはり市場を核とした地域の活性化であり、まちづくりと考えていますので、県と大和郡山市、そして、市場の事業者がそれぞれ一体となって、この市場の取組を進めてほしいと願っております。できれば乾食と農の振興部長に、現在の取組状況と今後の進め方についてお聞かせ願いたいと思います。

○乾食と農の振興部長 この問題は、節目節目で委員会等にもご報告させていただいている案件ですので、直接、私からご答弁させていただきたいと思います。

藤野委員も若干お触れになりましたが、県中央卸売市場の再整備につきましては、実施プランに基づき、市場エリアと賑わいエリアの段階的な整備をすることとしまして、現在まで市場エリアのPFI事業者の募集の手続を進めてきたところです。このため、事業者募集に係る実施方針及び要求水準書案の作成を進め、9月定例会で補正予算案として市場エリアの整備事業費を議会に上程させていただく予定で、事業を進めてきたところです。しかしながら、市場事業者の団体から、最終段階の協議におきまして、新たに他市場との差別化を図ることのできる施設の整備や、市場事業者自らが賑わいエリアでの事業展開をするという要望がなされたところです。県としても、熟慮の末、整備内容の再検討を行う

ことが必要との判断をさせていただいたところです。また、市場エリアと賑わいエリアの相互連携、一体性を確実に実施するためには、実施プランによる段階的な整備から両エリアを一括整備する方針への変更についても併せて検討したいと考えているところです。今後、これらの整備方針の修正も含め、中央卸売市場再整備基本方針を作成して、附属機関である中央卸売市場運営協議会で審議、検討いただいた後、12月定例会で改めてご報告させていただきたいと考えているところです。

○藤野委員 私は、今回、出される予定だった補正予算が出されなくなって、12月定例会で再度報告するという事は、決して悪い方向ではないと思っております。逆に言えば、もう一度、足元を見詰め直して再検討しようという事業者の方々の思いが、ここに表れているのではないかと思っております。したがって、県もそこに寄り添った形の進め方を、ぜひともお願いしたいと思えます。

もう1点、この再整備は、私は当初、施設整備という観点だけを考えていたのですが、やはり知事の広い考えで、市場を核とした地域の活性化、まちづくりを進めていこうという発想に、大いに賛同しております。15ヘクタールの大変大きな敷地に加えて、国道25号に面している北側の約3.5ヘクタールを駐車場用地とするための買収を進められているのですが、広大な中で、どのような位置づけで、まちづくりのコンセプトをつくっていくのかと、非常にわくわくとした気持ちで地元議員としては見ております。また、この地元地域のにぎわいをどのようにつくっていくのが、重要な視点であると思っておりますので、改めて期待しているところです。こういった再整備によって活性化するために、まちづくりの観点は非常に大切であり、地元の大和郡山市との連携がやはり必要であると思えますし、また、上田市長も前向きにその取組をされていると思えますので、改めて、今の状況がどうなのか、お聞きいたします。

○乾食と農の振興部長 藤野委員お述べのとおり、県中央卸売市場をまちづくりの中核施設として整備することについては、地元の大和郡山市との連携、協力が必要な事業であると認識しています。このため、市場の再整備の検討段階から周辺整備と調和の取れた良好な産業集積などを目指す同地区のまちづくりにつきまして、大和郡山市の都市計画担当部局とも協議を重ねてきたところです。その取組の一例をご紹介しますと、9月28日に開かれた大和郡山市の都市計画審議会において、同地区の産業施設の誘導や雇用の場の確保、また、地域活性化を目指す地区計画を策定いただきました。あわせて、20メートルから31メートルへの高度地区の緩和についても承認いただいたところです。

県としても、引き続き地元市である大和郡山市と協力、連携しながら、まちづくりの事業拠点となるよう、県中央卸売市場の再整備に取り組んでいきたいと考えているところです。

○藤野委員 大和郡山市も都市計画の変更も含めて積極的な取組を行っていますので、引き続きの連携をよろしくお願い申し上げます。

この件に関しては、知事の意気込み、今後の取組、そして方向性も含めて、お聞きしたいと思いますので、明日の総括でお聞きいたします。

○清水委員長 はい、分かりました。

○森山委員 私からは、水循環・森林・景観環境部と産業・観光・雇用振興部に質問いたします。

最初に、令和2年度主要施策の成果に関する報告書111ページ、県営林造成事業について質問いたします。

その中の分収育林についてですが、この事業は、県内の4か所でこれまで行われていましたが、昨年に最後の入札が行われて、清算いたしました。育林による収益を分収することを目的としていましたが、投資者の1人は1口20万円を出資して、37年間待って、戻ってきたお金は4万円少々ということでした。2口出しておられる方は、40万出資して、8万円少々戻ってきたというような形になりまして、投資を目的とした方にとっては非常に厳しい結末を迎えたものでした。この分収育林という事業は、全国的に見ても、本県と同様に思うようにいかなかったところがほとんどでして、それをどのように進めていくのかについては、中には契約期間をさらに延長するというところもあれば、本県のようにもう清算をしようというところもありまして、それぞれでした。この分収育林は、投資的に見ると全く当てが外れたものにはなりましたが、見方を変えてみれば、管理は続けてきたので、一定の役割は果たしていると考えております。それは、例えば手つかずの放置林となっていたら、山林は荒れていましたし、大雨によって流出する土砂を防いだり、雨が一気に流れ込んで洪水になることを防ぐような、多様な公益的な機能を果たしたということも言えると思います。また、定期的に投資者や家族を対象にした自然体験活動なども行って、日頃、関心がない方も山林の現状を知るよい機会となったことなどもございます。私は、この分収育林の投資目的以外で果たした役割というものが、契約をして大きな損失を受けた方に対しては非常に申し訳ないと思いますが、決して無駄ではなかったと思っている一人です。

昨年で清算しましたが、この分収育林で本県が得たものは何だったのかということ、そ

して、今後、今回のこの分収育林で得たものをどのように生かしていこうとされているのかを確認したいと思います。

○松田森と人の共生推進課長 「つどいの森」分収育林事業は、育成途上の樹木につきまして、立木の所有者である県と育林費を負担していただく県民の方とで締結した契約に基づき、立木の販売により得られる収入を分配するものです。森山委員お述べのとおり、県は、当該事業森林に対し、約30年以上、間伐をはじめとする保育作業を行ってまいりましたが、昨今の木材価格の低迷により、投資目的としては厳しい結果となったところです。一方で、育林費負担者を対象として、「つどいの森」見学会を定期的を開催してまいりましたが、参加者からは、森林環境保全の重要性に気づいた、また、間伐等の手入れの大切さが分かったなどの声が聞かれ、実際に森林にふれあうことで森林環境保全意識の醸成に効果的であったと考えているところです。県では、奈良県森林環境の維持向上により森林と人との恒久的な共生を図る条例を令和2年に策定し、令和3年には森林環境の維持向上及び県産材の利用に関する指針を策定しまして、森林の有する森林資源の生産、防災、生物多様性、レクリエーションの4機能を最大限に発揮するため、新たな森林環境管理制度に取り組んでいるところです。森林がもたらす恩恵が県民にとってかけがえのない財産であることに鑑みまして、新たな森林環境管理制度の取組には、県民の理解が必要であるとの認識の下、奈良県フォレスターを推進力に、市町村や森林組合、事業体と連携し、県内森林の適切な管理に努めてまいります。

○森山委員 そのように三十数年間で得たものを次のことに生かしていくということは、非常に大切だと思います。これから始まる新たな森林環境管理制度について、これまで言わば負の遺産のような存在になっていましたが、分収で伐採された山林が、これから森林環境管理制度によって、新たに目指す奈良県の山林のモデル的な山になるように、これから魅力ある存在に生まれ変わることを期待しております。当事者の方には誠に残念な結果だと思いますが、そういう形になると、結果として、そういう方も貢献したという思いを持ってくれるのではないかと感じ、取り上げさせていただきました。引き続きこの森林環境管理制度を見守っていきますので、よろしくお願いいたします。

もう1点、飲食店などの県内事業者への融資について質問いたします。

先に雇用問題に少し触れたいのですが、新型コロナウイルスがきっかけで倒産してしまった事業所数は、本県は全国に比べて少ないと、これまで聞いておりました。その後も雇い止めについては大きな変化はないのか、増加していないのか。コロナ禍が始まって1年

半たちますが、現状はどういう状態なのか先にお知らせいただきたいと思います。

○畑澤雇用政策課長 コロナ禍による県内での解雇や雇い止めなどの状況につきましては、都道府県の労働局の聞き取りやハローワークに寄せられた相談や報告を基に把握したものを、厚生労働省が週ごとに発表している数値があり、その集計によりますと、令和3年10月1日現在で、本県の状況としては、雇用調整の可能性がある事業所数は、令和2年2月からの累積値で、222事業所ございます。また、解雇や雇い止め等の見込みの労働者数は累積値で761人となっています。業種別としては、多い順で飲食業、製造業、小売業、サービス業となっています。人口10万人当たり換算しますと55.8人となり、全国では7番目に少ない状況でして、近畿では最も少ない状況となっています。

○森山委員 事業所の雇用については、全国に比べるとその後もまだ低水準だということが分かりました。

それを踏まえて、飲食店などの県内事業者への融資についてお伺いいたします。

奈良県は全国に先駆けて無利子、無担保、無保証料の制度融資を進められました。これは、事業者にとっては非常に心強いものだったということを確認しております。特に本県の飲食業などは、感染症の拡大防止協力金などの給付金があまり受けられませんでしたので、借入れが生命線になっているところが近隣府県に比べて多いのではないかと感じております。借入れの申請をするときには、新型コロナウイルスが落ち着いて、経済活動が再開されて、売上げが戻れば、自力で返済できると見込んでいた事業者の方も、今の時点では売上げが回復していないところが大方でして、大きな不安を抱えながら、雇用も守って事業所も維持してこられています。そのような大変な状況がまだ改善されていない中で、昨年度、融資を受けた飲食業などの事業所は、いよいよ資金の据置期間が満了して、償還が始まるという時期に差しかかっているところが多いということも聞いています。

その辺りのことを県としてどのように認識しておられるのか、また、据置期間が満了する事業者への救済策、支援策というものはどのようなものを考えておられるのか、お答えいただきたいと思います。

○南地地域産業課長 コロナ禍における中小企業者への制度融資についてですが、いまだ新型コロナウイルス感染症の影響が残っている中、資金繰りが厳しく、お困りの事業者がおられることは金融機関との情報交換などにより認識しております。県では、今年度の制度融資において、引き続き中小企業者の資金繰りを切れ目なく支援するため、金融機関の継続的な伴走支援を受けながら経営改善等に取り組む、据置期間が最大5年の新型コロナ

ウイルス感染症対応資金（伴走支援型）を新たに創設し、融資枠1,000億円を用意しております。この資金は、既借入分の借換えにもご利用いただける制度となっております。制度融資を取り扱う金融機関においては、個別に事業者の経営状況を積極的に把握し、資金繰り相談に丁寧に対応するなど、事業者のニーズに応じた支援が行われているところであります。加えて、県内の商工会議所、商工会、商工会連合会、中小企業団体中央会、信用保証協会及びよろず支援拠点など45か所に新型コロナウイルス感染症に関する経営相談窓口が設置されており、事業者からの資金繰りや県、国の支援制度の内容や申請手続等の相談に対して、きめ細やかに対応しているところであります。今後とも金融機関や関係団体とも緊密に連携し、事業者が必要な支援を受けられるよう努めてまいります。

○森山委員 先ほど、今、事業所が維持されているのは、借入れによるところが大きいと言いましたが、その据置期間が終わるといことが大きな山場になっているということは直接、聞いております。その中で、どういう職業が多かったかという、飲食業でした。どういう方かという、一国一城のあるじになって、お店を構えてやりたいというような夢を持って、脱サラして始められた人たちなのですが、そういう人たちは、まだ金融機関との信頼関係も出来上がっていないことも多いですし、この先、本当にどうなるのだろうと、明るい希望の光がまだ差していないところが多いのです。そういうところをはじめとする、融資で心配しておられる事業所に対して、経済活動が再開されて、自力で返済できるようになるまで、自助努力でどうすることもできないという不安を払拭できるような、不安を安心に変えてあげられるような、救済策、支援策について、これからも力を入れて取り組んでいただきたいと強く思っているところであります。これは要望にさせていただきますので、ぜひ、よろしく願いいたします。

○樋口委員 私からは5点、質問させていただきます。

まず、エネルギービジョン推進事業と、関連して避難所への電力供給事業について、お尋ねしたいと思います。

第3次奈良県エネルギービジョンで、令和3年度までの目標設定をされた中で、避難所の非常用電源の整備として、EV、LPガスの発電を活用した避難所への電力供給事業について、50%以上という目標設定をし、この進捗については、55.9%達成と聞いているのですが、これで避難所での電力供給ということが満足できる結果になっているかどうか、環境政策課としてどう評価されているのか、お伺いします。

○大東環境政策課長 樋口委員お述べのとおり、避難所の非常用電源の整備率につきまし

ては、目標値50%に対して55.9%ということで、目標値は達成しております。ただし、これで充足しているとは思っておりません。現在、次期エネルギービジョンの策定作業中ですが、このビジョンにおいても、引き続き緊急時のエネルギー対策の推進を進めていきます。これにつきましては、有識者などのご意見も聞きながら、高い目標を設定していきたいと考えております。

○樋口委員 この件については、総務部に対しての質問の中でも、避難所の電源供給がどうなっているのかとお尋ねしますと、まず市町村が主体であるということが前提ですが、一応避難所の数に対しての、ポータブルの発電機なども含めて、大体100%補えるような状況にはあるということでした。これ以外にも、ガソリンスタンド等との協定で、エネルギーを確保したり、電源確保についてはいろいろなやり方で取り組んでおられます。ただ、これから分散型避難ということが出てきたときに、それに対応できるかどうかについては、まだよく分からない、これから検討ということで、課題としては認識していただけたかと思うのですが、このように、避難所の電源供給は今や必須のことになってきていて、避難所の在り方と電源供給の在り方をどうするかということがベースにあった上で、環境政策課としてどれだけの事業をやっていくのか。それを奈良県エネルギービジョンの中でどう盛り込んでいくのかという検討が必要になってくると思います。そこを防災等の担当課と連携して、必要なものを必要なだけ、県としてどう担保していくのかという発想をしていただく必要があると思います。

同じようなことで、実は木質バイオマスの話でも、以前お伺いしたことがありまして、林業、林政として、木質バイオマス用のC材をどれだけ生産していくのかについては、奈良県森林環境の維持向上及び県産材の利用促進に関する指針の中に、令和7年度までに7万立方メートル生産するというような目標を立てているのですが、これも、木質バイオマス発電について奈良県エネルギービジョンの中でどう位置づけて、発電施設も必要になってくる部分もあろうかと思いますが、それを県としてどういう形で展開していくのかということは、整合を取って答えを出していかないといけない部分だと思うのです。

奈良県エネルギービジョンにもいろいろ内容があるのですが、そういう他の政策分野に関わる場所については、それぞれどちらが先かというのは物によって違うと思いますけれども、県全体として見たときに、エネルギービジョンとしてはどこを目指すのかという、整合の取れたものをぜひつくっていただきたい。今、まさにそのビジョンの見直しの時期ということですので、そこはしっかりと連携を取って検討を進めていただきたいというこ

とだけ申し上げておきます。

次に、林業の関係です。

令和2年度重点課題に関する評価で、林内路網密度が全国で42位と非常に遅れているという状況が出ています。路網の中でも林道と作業道と、大きくはそういう形で分けられるかと思うのですが、その整備促進のための取組の状況、あるいは進捗度というのはどうなっているのか、まず、お聞かせいただけますでしょうか。

○内田森林資源生産課長 林道につきましては、原則市町村が整備を行っており、広域的で基幹となる場合には、市町村に代わって県が整備しているところです。また、一方、林道から森林内にアクセスする、間伐等の森林整備を進める上で必要になってくる作業道につきましては、森林組合、林業事業体等が整備しているところです。県においては、林道及び作業道の整備に当たっては、本県が取り組む新たな森林環境管理制度の下で、主に適正人工林において、施業の集約化の進捗状況などを踏まえ、優先的に実施すべき箇所を計画的に進めているところです。

具体には、林道につきましては、現在、国の通知に基づき、森林資源の状況や地域の要望などを踏まえ、整備すべき路線や優先度の高い路線を明確にして、5か年計画である民有林林道整備計画を見直し、現在、策定の作業を進めているところです。一方、作業道につきましては、森林組合や林業事業体等が作成している、こちらも5か年計画である森林経営計画により、計画的に整備が進められており、特に県では、大規模な集約化が行われている区域におきまして、本県の特徴である急峻な地形を考慮し、大きな切土を行わず、狭い道幅で壊れにくい、いわゆる奈良型作業道の整備を推奨しておりまして、こちらを重点的に支援しているところです。整備状況につきましては、現在、県営林道で2路線、補助林道としまして、市町村への補助が5路線で実施しております。また、作業道につきましては、奈良型作業道としては、昨年度、16キロメートルの整備が行われたところです。

今後とも、整備主体である市町村、森林組合、林業事業体等と連携しながら、奈良県森林環境の維持向上及び県産材の利用促進に関する指針において定めた目標である、林内路網密度について、現状1ヘクタール当たり18.7メートルを、令和7年度に20.4メートルとすることの達成に向け、林道及び作業道の計画的、効率的な整備に取り組んでまいりたいと思っております。

○樋口委員 林道の整備については、地形的な制約があって、なかなか思うように進められないところがあるのは、以前からお伺いしているのですが、今の路網整備の目標として

は、面積当たりのメートル数で、平均的な数字を上げられているかと思うのですが、どこに整備していくべきか、特に林道のネットワークをどこに造っていくべきかというようなことについて、計画として持っておられるのかどうか。この点、お伺いできますか。

○内田森林資源生産課長 森林資源の状況や地域の要望等を踏まえ、木材生産を主眼に、適正人工林において、木材生産が容易にできるような場所ということを考慮しまして、計画的に整備を進めようと考えているところです。

○樋口委員 5か年計画で進めておられるということですが、要は全体像が見えているのかということなんです。実際、地形的に入れないところや、林業をされているところ、それが難しくなっているところがあって、地域のニーズというところに反映されるのだろうと思うのですが、要はどこに林道をきちっと整備していくべきなのか、あるいは、もう無理だということで、諦めると言うとおかしな言い方になるかもしれませんが、要は選択と集中で、やはり可能性のあるところはきちっとやり切って、なかなか難しいところについては、今後どうするか、森林の取扱いも含めて考えていくことが必要になってくるのではないかと。その上で、作業道をどう張り巡らせていくのが考えられるべきかとも思いますので、全体像がそういう形で見えてきているのかどうか気がなったわけです。何か今、お答えできるものがあれば、お答えいただきたいと思います。

○内田森林資源生産課長 県では、新たな森林環境管理制度ということで、森林を4区分にゾーニングしております。その上で、今、木材生産、森林資源生産機能を重視して、効率的に林内路網で木材を搬出できるようにという趣旨で、林道、作業道網を整備しているということです。ですので、その森林区分上、適正人工林に入る部分を主眼に計画的に進めてまいりたいと考えている次第です。

○樋口委員 そこはよく理解しているつもりですが、今の適正人工林の中で、それは全部、経営が可能なところになっているのかどうか、要は林道の整備がちゃんとできるところを押さえているのかということが、まず1点です。

それと、要は森林管理の在り方については、恐らくいろいろ出てくるだろうと思っ
まして、先日の一般質問の中でも一定の収益性は確保していく必要があるということは申し上げましたが、そのために、例えばレクリエーション利用、あと、チャレンジ品目として取りかかっておられる切り枝花木なども林産品ですし、そういうものは、実は大きな道路は要らなくて、軽トラックが入れたり、2トン車が入れたら十分に生産可能なところ
す。となると、作業道がきちっとあれば、それで十分アクセスできる、作業ができるとい

うことになるかと思えます。そういう森林の管理の在り方を考えながら、路網についてどうするかをこれから考えていかないといけない。そう考えていくと、あまり難しいところに林道を無理やり整備するという話ではなくて、こういうところにはきちっと整備する、ここは少し違う管理の仕方をして、収益を上げていくというような判断をされながら、路網整備はこれから進んでいくと、全体見渡して、感じているところです。だから、そういう目で、森林管理の在り方も組み合わせて、基盤整備というような形でこれから考えていただきたいというのが私の思いというか、お伝えしたいところですが、もし、この件について何か補足するべきもの、あるいはこう考えているということがあれば、お答えいただけますでしょうか。

○内田森林資源生産課長 林道、作業道については、整備主体が市町村であったり、森林組合、林業事業体ですので、そちらの考え方なども踏まえて、今後、奈良県フォレスターを推進力に、いろいろと相談して進めてまいりたいと思えます。

○樋口委員 では、そのようにお願いいたします。

次に、県産材の利用促進で、県産木製品の販売開拓ということで、いろいろと取組は進められているところだと思います。取組については令和2年度主要施策の成果に関する報告書の中にもいろいろご紹介いただいているのですが、令和2年度重点課題に関する評価を見てみますと、生産用材の生産量の伸び悩みということで、特に一般材の伸び悩みが顕著だと思うのですが、これは需要の伸び悩みなのか、マーケットとのミスマッチに問題があるのか、あるいは、流通の仕組みに問題があるのか、どの辺りに大きな問題があるのかについてお答えいただけますでしょうか。

○三浦奈良の木ブランド課長 現状、県産材の素材生産量につきましては、10年前の平成22年、14万3,000立方メートルの生産がございまして、それが令和元年度に16万1,000立方メートルということで、約10%強の伸びを示しています。ただ、この内訳としては、合板やチップの伸びが非常に大きなものでして、およそ6万立方メートル強の伸びを示しています。したがって、質問のございました一般用材と言われる製材用材につきましては、これは製材品の出荷量ですが、奈良県内で製材出荷されているものが14万1,000立方メートルから8万9,000立方メートルに、この10年間で4割弱の減少を示しているところです。現状は、以上でして、その原因の分析ですが、いわゆる一般用材につきましては、住宅用材として主に用いられているものでして、県内の木造住宅のこの10年間の件数を統計として見たところ、大体4,500戸前後で増減し

ている状況でして、用材の行き先としての需要先が減少したことによる減少ではないと考えています。そうしますと、原因として考えられますのが、用材として使用されるものはいわゆる一般用材、製材品から、集成材、県内では主に外国から輸入された材料をもって集成されて、加工されて、流通しているものですが、こういったものに切り替わりが起きていると考えています。

現状は、製材用材から集成材への用材品としての部材の移行が、一番大きな影響を与えていると考えている次第です。

○樋口委員 ということは、市場で求められているものが、今、上手に提供できていないということですよ。

外材を使いながら、加工している集成材に、県産材が参入する可能性がどの程度あるのかによって、取って代われるかどうかということになってくると思うのですが、その辺りの可能性はどのように見ておられるか、お答えいただけますでしょうか。

○三浦奈良の木ブランド課長 現状の集成材の生産量が、平成22年に17万3,000立方メートル程度だったものが、令和元年に23万3,000立方メートルとなり、およそ6万立方メートル、すなわち、申し上げた製材品の出荷量の5万立方メートル程度の減少分を集成材が代替しているような数字の状況になっているところです。この集成材につきまして、県内の生産量の23万3,000立方メートルのうち、およそ5,000立方メートル程度は県内産のものが使われていると思われしますので、樋口委員からご質問があったそのシェアを伸ばす可能性については、現在、ウッドショック等の状況で、外材が非常に入りにくい状況がございますので、それを踏まえ、集成材も国産材への置き換えが一定程度進むものと我々も見ています。そういった動きにつきまして、また、まだウッドショックの状況も現在進行形のところもございますので、少し丁寧に見させていただきながら、これが国産材、県産材に入れ替わるという動きが明確に出てきましたときには、それに備え、いろいろな国の補助制度などを使っていただける制度についてもご紹介さしあげながら、積極的に支援していきたいと考えている次第です。

○樋口委員 ウッドショック頼みみたいなどころがあるのですが、いずれにしても、以前からも申し上げているように、どこにマーケットが発生しているかについては、いろいろな状況によって変動するものだと思います。やはり廃りもありますし、こういう世界的な経済情勢の変動など、いろいろ出てくるだろうと思います。だから、そういう市場の変化に対応しながら、生産品として何を出していくのかについては、当然考えていかないとい

けないですし、柔軟性というのか、そこをどう担保するのかというのが、これからの課題だろうと思いますし、都度、流通の在り方、あるいはそれに向けての材の生産、供給体制など、この辺りをうまく組み替えていくということも必要だろうと思うのですが、今、そういう点で何か具体の取組をしておられるものがあれば、ご紹介いただけますでしょうか。

○三浦奈良の木ブランド課長 今、質問のございましたのは、流通の見直しを含め、どういった形で売っていくのかについて、県としてのコミットの仕方ということになるかと思うのですが、樋口委員お述べのとおり、やはり川上から川下まで一貫した流通については、木の流れがございまして、いわゆる川下側が求めるものを川上が柔軟に適時、適宜に供給できる体制は当然、必要だと考えています。そういったところで、現在、川上と川中と川下を一堂に会しまして、建築を中心としたセミナー等を開催させていただいて、その中で、建築士が求めるもの、あるいは川上側が柔軟に生産に対応できるものといったところを整理しまして、意見交換をする中で、いろいろな課題の洗い出しとその解決の手法を探っているところです。

○樋口委員 意見交換については、一回やってとか、そのときそのときでやって、それで終わりの話ではなくて、先ほども言いましたように、ニーズがどんどん変わっていく中で、常にそういう場を設けて、課題を洗い出して、それにどう対応しようかと、みんなで相談しながら形を変えていくようなことがこれから本当に必要になってくる部分だと思いますので、そういう何かうまく仕組みに仕上げていただけると、次の芽が出てくるのではないかと思いますので、ぜひ少し発展的に、考えていただければありがたいと思います。

次に、食品ロスの削減推進事業ですが、令和2年12月の経済労働委員会のときに、食品ロス削減推進計画の策定作業中ということでご紹介いただいて、そのときに申し上げたのですが、奈良県の食品ロス量について、年間5.5万トンあり、そのうち事業系の食品ロス量が2.5万トン、家庭系が3.0万トンと推計値として示されていまして、それをこれからどれだけ削減していくのかという目標があるかという、なかなか量的な目標というのが示されていなくて、それを抑えようと思うと、今後、市町村と協力しながら計測などの行為もしながら、量的なものを確認していきたいというような話がありました。

これは、今年度以降の取組ということになりますので、今は進行形かと思っているのですが、一方で、量的な話とともに、意識啓発ということで、一つの柱として立てられていて、令和2年度に食品ロス削減推進フォーラムの開催が引き続き実施されているのですが、まず、その成果をお伺いできますでしょうか。

○原食と農の振興部次長（豊かな食と農の振興担当、豊かな食と農の振興課長事務取扱）

食品ロス削減推進フォーラムは、今年で3年目でして、今年については10月の近々に行うところです。過去に2回やっており、参加者につきましては、100名未満という形ですが、各市町村の担当者、また、食品ロスに関係する団体の方、そして、一般県民として、食品ロス削減に非常に意識の高い方にご参加をいただいているところです。内容としては、食品ロスの現状や、どういう活動が今、奈良県や全国で行われているかとか、国や県の動きなどをいろいろと広く啓発させていただき、理解を深めていただいたと考えております。

○樋口委員 まだまだ圧倒的に参加者が少なく、全県民的に、あるいは全事業所的に認識を持っていかないと、なかなか進まない話だろうと思いますので、ここは力を入れていただく必要がある。特に意識を持つというのと、行動変容につなげていくためにどうするかというところは、非常に差のあるところですので、そこをどうするかについて、次のステップで考えていただく必要があるかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

あと、量的な話で、未利用食品の活用推進が一つ大きな柱として上げられているのですが、その中で、特にフードバンクの活動の推進が大きな目玉になっていると、この計画を読んでいて思うわけです。奈良県内でのこのフードバンク活動の実態として、どれぐらいの取扱量が今あるかなどについて、把握できていればお答えいただけますでしょうか。

○原食と農の振興部次長（豊かな食と農の振興担当、豊かな食と農の振興課長事務取扱）

現在、県内でフードバンク活動として広く活動されているのは、NPO法人フードバンク奈良という団体です。県として、NPO法人フードバンク奈良から聞き取りしている数値として、直近のものでは、令和3年1月から3月の3か月間で、食品の受入れの量が約10トン、提供も約10トンとなっております。その内訳として、受け入れるときの提供元につきましては、家庭で使われなくなった余っているような食品などをスーパーや職場に持ち寄っていただくというフードドライブ活動があって、そういうフードドライブで集めて、フードバンクを経由して提供していくものが10トンございます。そして、提供先については、主には子ども食堂やひとり親家庭などを中心に提供されているものが同じく10トンという状況です。

○樋口委員 年間に直すと、一定の推移が示されれば、年間40トンぐらいということで、年間5.5万トンのうちの1000分の1弱という感じで、まだまだ足りない。

フードバンク活動でどこまで拡大できるかという可能性について、今、県内でNPO法

人フードバンク奈良が頑張っていたいただいていることをさらに広げようとしたときに、どの辺りにネックがあるのか。この辺り、何かつかんでいるものがあれば、教えていただけますでしょうか。

○原食と農の振興部次長（豊かな食と農の振興担当、豊かな食と農の振興課長事務取扱）

フードバンク活動の課題については、現在、先ほども申しましたように、NPO法人フードバンク奈良が北和を中心に活動いただいております。また、奈良市はフードバンクセンターを市として設けたりされていて、そこにもNPO法人フードバンク奈良が関わって活動されています。この活動は、NPO法人ということで、ボランティア活動という形で展開されており、やはり、様々な活動経費や、事業費として、配送、運搬料や保管料などいろいろかかりますので、そういったところが大きな課題です。そして、先ほども言いましたように、北和を中心とした活動にならざるを得ないという状況がありまして、中南和にもそういった団体活動、市町村の社会福祉協議会なども含めて、各市町村の動きが加速すれば、広がると考えております。県としては、現在、フードバンクの活動支援として補助金を創設し、そんなに大きな額ではございませんが、配送支援として一定の補助をしているところです。

○樋口委員 このフードバンク活動については、一定拡張しようとする、中南和に何か拠点的なものがある、そこから配送できる仕組みというのか、ネットワークが上手につくればということです。今、北和で展開している部分については、配送、保管の経費について、県が若干の支援をしているので、そこを拡充すれば、そういう可能性も見えてくるかと思っておりますので、そこは、またご検討いただきたいと思っております。ただ、やはり量的なものを見ていると、これを拡充したところで、目いっぱいやって、年間100トン程度のオーダーですので、まだまだという感じがします。では、どうしていくのか。量で考えてほしいというのは、まさにそういう話で、まだまだ残っている大きな量にどう対応していくのか、いかにして減らすのかということで、まだまだ考えるべきところがある。今の削減推進計画の中では、本当にフードバンク活動と、発生源をできるだけ抑えていくための意識啓発というだけです。ここが非常に大事になってくるということかもしれませんが、それでもやはり出てくるものはあります。例えば飲食店で、ぎりぎりの食材で提供するのは不可能な話で、絶対そこから出てくるものはあるわけです。それは小売の店舗でも同じことだし、そういうことで考えると余ってくるものをどう回していくのかということは、やはり考えていかないといけない。フードバンクだけで無理だということになると、違う

手を考えなければいけない。そこは私も答えはありませんので、ぜひ知恵を絞っていただきたいと思ひますし、やはり量として、どのように、どれぐらいのものを動かしていくのかということ、ぜひ、お考えいただきたいと思ひます。

次に、企業の誘致活動の強化と誘致に向けたインフラ整備ということで、先ほど藤野委員から企業誘致、企業立地の話が出ていましたが、若干、違う視点で質問させていただきたいと思ひます。

企業立地については、年間30件の立地というのが目標として掲げられていて、令和2年までに60件の立地を達成して、令和3年、令和4年で、あと60件の立地を目指すという目標が設定されているということですが、この用地の確保について、いろいろなところ、特に京奈和自動車道のインターチェンジ周辺を中心に用地の整備が進められているということでしたが、ではこの2年間で、どれだけの受皿をつくることができるのかということで、その可能性について、お答えいただけますでしょうか。

○奈良企業立地推進課長 県では、令和元年から令和4年までに企業立地120件の目標を掲げて取り組んできております。おかげさまで順調に立地は進んできていますので、工業団地等の空き区画などはもう少なくなってきたり、まとまった産業用地の必要性は高いということ認識を認めておいて、先ほど藤野委員の質問に答えましたように、御所インターチェンジで新たな産業用地を造成したり、あるいは、工業ゾーンの創出プロジェクトといったところで取組をしております。しかしながら、産業用地の確保には一定の時間がかかっていますので、一生懸命、取組はしていますが、現状としては、工場適地となるような用地の情報の蓄積、収集を常にして、相談や、いろいろ打診のあった企業に紹介して、支援策と一緒にパッケージで最後まで立地がつながるように支援するという形でやってきており、産業用地の確保の取組と用地情報の収集、紹介の取組の両輪で、令和元年から令和4年までで120件という目標を達成していきたいと考えています。

○樋口委員 この適地というのは、具体的にどういったところに存在しているのですか。

○奈良企業立地推進課長 民間等からいろいろ用地の情報の紹介をいただいています。例えば、準工業地域内での空き地があったり、インターチェンジの周辺に空き地があったりといったところで、紹介いただいたところを蓄積しまして、企業にご紹介しております。あと、県内では、工業団地が30ほどございますが、実際に工業団地として販売できる状態といえますか、商品として土地があるというのは2件しかございません。そういう状況です。

○樋口委員 準工業地域内の空き地、あるいはインターチェンジ周辺の空き地、これは、インターチェンジ周辺でも市街化区域か、市街化調整区域かというところで、取扱いが変わってくると思うのですが、60件分の紹介できる物件が、県内には、今、存在しているのですか。そこが少し気になる場所です。

○奈良企業立地推進課長 地道な用地情報の収集を重ねていき、達成できるように頑張っていきたいと思っています。

○樋口委員 そこは頑張ってもらいたいと思うのですが、何を心配しているかといいますと、ここに空き地があるということで、その都度、企業立地を進めていくと、土地利用全体から見たときにどのような姿になるのか。工業団地をつくる意味は、一定集約することで、要は合理的な土地利用を図ることです。最近の工場は、あまり煙がもくもくと立つという感じではないので、住環境とそこを来すような土地利用はないとは思いますが、ただ、やはり業種あるいは製造する物によっては、騒音の話など、いろいろと影響のあるものです。もともと、なぜ用途地域の制度があるかという、やはりそこをきちっと仕分けして、それぞれで問題が起きないようにすることです。都市計画制度というのは、そういう整理をするための制度です。そういうことから見ますと、やはり、この辺りに集積させていくというような計画的な意図がなく個別に対応していると、後々いろいろな問題が出てこないか。大阪府東大阪市辺りでは、住工混在の問題等が古くからありますが、ああいう状況はつくりたくないです。となると、やはり適地の選び方は非常に大事になってくる。できるだけ、まとまりのあるところへ誘導していくようなことが必要になってくる。この辺りは、県土マネジメント部や地域デザイン推進局などの建築、土木サイドとの連携がないとうまく進まないと思いますし、知事は、今、土地利用の在り方についていろいろと積極的に取り組んでおられますし、そういうところとの整合性をぜひ考えていただいて、その上で、この用地の確保と立地誘導に取り組んでいただきたい。とにかく出てきた情報で進めると、後々いろいろな問題が起こりそうな気がしますし、非常に心配していますので、ぜひ、そこはご検討いただきたいと思います。

○阪口委員 3点質問がございます。

1点目は、食と農の振興部に対してです。NAFIC（なら食と農の振興大学校）について、今まで建設に要した費用、それから、年間の維持費等に幾らかかっているのか。私が質問しているのは、県民の方から学校の生徒募集の応募状況が悪いという指摘もございまして、調べたら、今まで定員割れをしていて、費用対効果の点で少し問題があるのでは

ないかと思っております。そこで、今まで要した費用と、それから、直近の生徒の応募状況をお聞かせください。

○原食と農の振興部次長（豊かな食と農の振興担当、豊かな食と農の振興課長事務取扱）

まず、整備費及び運営費ですが、NAFICのフードクリエイティブ学科の安倍校舎の整備に当たりましては、約17億円要しております。それから、NAFICの運営、学校運営全体について、これはアグリマネジメント学科も含めてですが、年間1億5,000万円強を要しております。また、フードクリエイティブ学科に併設している研修を行うための実践オーベルジュ棟の指定管理料として3,800万円余を費やしております。それから、学生の募集状況ですが、定員割れをしていたのはフードクリエイティブ学科でして、懸案でしたが、今年度の学生から定員の20名を達成したところです。

○阪口委員 本年度、定員確保できたということで、この点についての再質問はいたしません。

次の質問ですが、NAFICの整備等において、県産材の活用ということが言われているかと思いますが、壁、床等で県産材が使われなかったという経緯があると伺っております。そこで、その点についてお伺いいたします。

○原食と農の振興部次長（豊かな食と農の振興担当、豊かな食と農の振興課長事務取扱）

NAFICのセミナーハウスの県産材の使用状況ですが、基本的には外部の外壁等につきまして、木工事の全体量に対して8割の木質化を進めたところです。ご指摘いただいているのは、内装のことだと思いますが、こちらについては、木質化として木質のシートを内装に利用する計画をしましたが、外壁との一体的なデザインの問題から、色合いの問題で県産材のシートではなく、ほかのシートを使ったという実態がございます。

○阪口委員 再質問ですが、高いから、安いものに替えたという指摘もあるのですが、その点についてお聞きしておきます。

○原食と農の振興部次長（豊かな食と農の振興担当、豊かな食と農の振興課長事務取扱）

先ほども申しましたように、価格の問題から県産材をやめたということではございません。

○阪口委員 NAFICのことで最後の質問ですが、説明はそういうことで分かりました。ただし、今後、県産材を活用していく必要があると思います。今回はそういうことで終わっていますので、今後の県産材の活用について、どのように考えているのかお聞きします。

○原食と農の振興部次長（豊かな食と農の振興担当、豊かな食と農の振興課長事務取扱）

奈良県として県産材をどう使うかということについては、主として奈良の木ブランド課の担当になりますが、NAFICのセミナーハウスにつきましては、残る工事として、備品の導入がございます。例えば、部屋のルームランプで、それから、カフェレストラン等の机や椅子などに奈良の木を使ったものを整備していきたいと考えているところです。

○**阪口委員** 次に、環境政策課への質問です。本会議で、太陽光発電所に係る条例の制定について、知事はどのように考えておられるのか質問しましたが、そこで、具体的には担当課で進めていくのであろうと思いますので、その進捗をお聞きいたします。

○**大東環境政策課長** 太陽光発電設備に係るガイドラインの件の進捗状況についてですが、本県におきましても、メガソーラーの設置に係って、地域の方々とのトラブルが見受けられます。県としては、阪口委員もお述べになりましたが、6月定例会、また、9月定例会でも知事が答弁しましたように、今年度中にメガソーラー設置に関するガイドラインの策定に向け、検討を進めているところです。検討に当たりましては、他府県のガイドラインや条例などを参考に進めております。なお、このガイドラインでは、災害防止や良好な自然環境、生活環境などの保全の観点から、事業者による土地の選定や事業計画策定に当たって考慮が必要な区域を示す予定です。あわせて、事業者による事業計画や住民説明の計画などの事前提出を求め、必要に応じて指導した上で、その実施状況を確認することが主な内容になると考えております。

○**阪口委員** 知事は答弁の中で、ガイドラインは他県の条例に基づく措置の内容に遜色がなく、条例に劣らないものとしたいと前向きに答弁されています。その辺についても加味されて検討されているのか、お聞きしたいと思います。

○**大東環境政策課長** 先ほど述べましたが、ガイドライン策定に当たっては、他府県の条例やガイドラインを参考に進めております。知事が申しましたように、条例と遜色のないガイドライン策定に向けて、ただいま作業中です。具体的な内容につきましても、現在、検討中です。

○**阪口委員** そうしましたら、次は進捗のことですが、知事は、できるだけ早く、遅くても年度内に策定したい、実質的には年内に作業して、年度内には策定したいと再質問に答弁しています。そういう感じで、日程的に進んでいると理解してよろしいでしょうか。

○**大東環境政策課長** 阪口委員お述べのとおりです。年度内の策定に向け作業してまいります。

○**阪口委員** 最後の質問に入ります。山添村太陽光発電計画について、事前協議に当たっ

ては、土地利用調整会議等があるのですが、今回は調整会議を開かずに進んで、事前協議は終わっています。事前協議に当たっては、関連する担当課は、県では17課になるわけです。いろいろな課には質問していますので、最後に、担い手・農地マネジメント課に質問いたします。

開発地区の面積は81ヘクタールで、その地区の現況、地目、それから現況は、山林、田等があるわけです。田の場合は、農地法の関連があり、県が関わる部分もあるかとも思いますし、ないかも分かりません。そこで、県としては、この田の部分について、どのように現状把握されているのか、分かれば教えていただきたいと思います。

○田中担い手・農地マネジメント課長 農地につきまして、メガソーラー内にあるわけですが、森林の様相を呈するなど、農地への復元が困難な場合は、農地法令に基づいて、市町村農業委員会が非農地の判断、つまり、もう、この土地は農地ではないと判断して、農地台帳からその土地を除外するということになっています。この判断は、あくまでも市町村農業委員会によって行われるものです。今回、山添村で、この判断が行われたわけですが、対象農地の荒廃が著しく、農地への復元が困難である旨、村農業委員会から聞いており、法令等の手続に基づいて、村農業委員会が非農地の判断をしたものと認識しているところです。

○阪口委員 答弁はそういうことですので、山添村等に出かけ、実際どのように非農地の証明があったのか、現況はどうか、お聞きして、そして、分からないところがありましたら、また担当課にご相談したいと思います。

○小林（照）委員 初めに、産業振興総合センターについてです。

2021年度の第1回監査報告では、産業振興総合センターが産業会館に設けているビジネスインキュベータ施設は、2020年11月時点で9室中3室の利用にとどまっている。県有資産の有効活用の観点から、稼働率向上に向けて引き続きの対応策を検討されたいと指摘されていますが、稼働率の向上に向けて、今どのように取り組んでいるのでしょうか、お尋ねいたします。

○大西産業振興総合センター所長 小林（照）委員お述べのとおり、今回の監査結果報告におきまして、令和2年11月時点で9室中3室の利用ということで、施設稼働率の向上に向けて取組を行っているところですが、まだ十分な活用がされていない状況ということと、また、稼働率向上に向けて、引き続き取り組まれないという意見事項として、ご意見をいただきました。当該施設につきましては、鉄道駅にも近接し、良好な立地環境で、ま

た、最大3年間入居いただいたり、あるいはインターネットの無料利用や、ビジネスインキュベーションマネージャーによる無料経営相談など、創業期の起業家にとって有益な施設であると考えています。にもかかわらず、なかなか入居者数が少ないということでも、インキュベータのそういったよさを、十分にお伝えし切れていない面が大きな要因であると考えております。

県としても、様々な機会を通じてPRに取り組んできたところです。具体的には、ビジネス支援拠点をはじめ、各経済団体、各支援機関に対し、こういった施設の募集情報を案内したり、また、各機関で実施される創業塾や創業セミナーなどの機会に直接、周知をお願いしました。また、県下で設置しているデジタルサイネージへの告知広報を発信したり、その他、関係団体のメーリングリスト、あるいはメールマガジン、フェイスブックなどを通じて、それぞれご案内しております。その他メディアとして、FMラジオなども使って、テレビやラジオを使った周知にも努めているところです。こうした取組を行いました結果、今年に入り、令和3年3月に1室、また、7月にも1室入居がございまして、現在9室中5室に入居いただいております。そのほか、今年度に入りましても、まだ入居には至っていませんが、4者の方からお問合せや現地の施設見学などに訪れていただいているところです。今後とも様々なチャネルやツールを用いまして、広く広報周知に努め、取り組んでまいりたいと考えております。

○小林（照）委員 稼働率向上に努力していただいておりますので、一層の取組の強化を進めていただくように、よろしく願いいたします。

次に、食と農の振興部にお尋ねいたします。奈良県豊かな食と農の振興計画では、2025年の生産額の目標を450億円と設定していますが、この生産目標の達成を直接担う販売農家と担い手は減少しております。農業の担い手確保がどの地域でも猶予できない喫緊の課題になっており、自治体独自の支援策を強めているところは、それに見合った成果が出ております。それで、お尋ねしたいのは、奈良県はどのような担い手確保、支援に取り組んでおられますか。そして、その中で、新規就農者確保事業は、国の支援制度の変更がこの間あって、要件が厳しくなって新規就農者が減少したのではないかとということで、県独自の支援策を求める声をお聞きしていますが、新規就農者確保事業による新規就農者は増えているのでしょうか。また、独自の支援策についてはどのように考えているのか、お尋ねいたします。

○田中担い手・農地マネジメント課長 まず、農業次世代人材投資事業については、就農

開始から5年間、年間最大150万円支給される経営開始型というものですが、ご紹介あったとおり、交付2年後の中間評価で改善が見込めない場合は、市町村が交付停止するなどの制度見直しが令和元年度に国で行われて、県内でも数名の方が交付停止になったところですが、しかし、交付停止になっても、農業を続けようという方に対しては、栽培技術向上や経営改善のため、これまで以上に農林振興事務所で丁寧かつ粘り強く指導しているところですが、また、県独自の取組ということで、就農希望者に農家で1年間という長期にわたって実践的研修を行う農業新規参入支援事業を平成21年度から実施しております。この研修では、毎年数名の方の新規就農者を確保しており、その後も丁寧かつきめ細やかに指導していますので、高い就農率を誇っているところですが、さらに、女性の就農希望者に対してセミナーを開催したり、就農を希望する若い世代はもちろん、高齢者の方に対しても技術や経営、農地に関する相談に応じて、多様な担い手に対する育成支援を実施しているところですが、

○小林（照）委員 農業関係者の方から、今の奈良県農業の実態から、小規模家族経営はもちろん、兼業農家や定年起業や高齢の就農者など、多様な担い手を支援の対象にすることが必要ではないかという意見も聞いております。定義を決めて、どういう担い手を対象としてどうするかということを決めて、そして、その支援をされたいと思うのですが、このことについてはどのようにお考えでしょうか、お聞かせください。

○田中担い手・農地マネジメント課長 新規就農者に対する支援の中でも、特に小規模であったり、高齢者の方に対して、どのような支援を県は考えているかというご質問かと思っております。

農業の担い手ということで、やはりプロの農業者というか、しっかりと農業をしていただく方に支援するのはもちろんですが、小規模でやっておられる方、家族経営の方、また、高齢で農業を始める方についても、いろいろと農林振興事務所にご相談がありましたら、分け隔てなく相談に応じ、しっかりとアドバイスや指導などをするということで、ご支援させていただいているところですが、

○小林（照）委員 ぜひ、この点もしっかりと進めていただきたいと思います。

次に、農産物直売所についてお尋ねします。

地産地消の推進ということで、農家が運営する農産物直売所は、消費者からますます期待や要望が大きくなっていますが、その一方で、経営の現状が厳しくなっています。先日、奈良県の農民連の皆さんから、曾爾村、御杖村などで、地域の直売所が大変になっ

ている。地域で出荷先がなくなっており、流通面の支援が必要ではないかという声を聞いてまいりました。今、農産物直売所の現状について、どのように把握されているのでしょうか。直売所は増えているのでしょうか。お尋ねいたします。

○原食と農の振興部次長（豊かな食と農の振興担当、豊かな食と農の振興課長事務取扱）

本県における農産物直売所の現状としては、令和2年度の県の調べで、全体で91店舗ありまして、売上額として約97億円と把握しております。このうち、県と協定を結んでいる地の味土の香につきまして、全体で37店舗、売上げが85億円となっております。近年の傾向としては、小林（照）委員もおっしゃいましたが、小さな規模の直売所は減っていると認識しております。大型化しており、大きな店舗が増えている状況です。ただ、売上げ全体としては微増しております。

○小林（照）委員 今、ご答弁いただいた県内の直売所は、ここまで頑張っただけでまいりました。先ほど曽爾村と御杖村のことを言いましたが、今、宇陀市や御所市などの農村部の直売所の売上げが激減して、運営の危機になっております。その一方で、今のご答弁にもありましたが、具体的には樞原市のまほろばキッチンや葛城市の道の駅の売上げは好評だと聞いております。

それで、先ほど紹介した曽爾村、御杖村も含め、さらに個々の販売所の状況を把握していただいて、それぞれの要望にかみ合った具体的な支援策を、村と協力して進めていきたいと思うのです。この点については、いかがでしょうか。

○原食と農の振興部次長（豊かな食と農の振興担当、豊かな食と農の振興課長事務取扱）

直売所に対しては、様々な支援を行っているところです。例えば県内の直売所のリーフレットを作ったり、ホームページでご紹介したり、また、販売のノウハウや加工品作りなどの研修会も、直売所を運営されている方や農家を対象に行っております。また、各農林振興事務所におきまして、小林（照）委員もお述べのような個々のご相談やご助言という形で対応しているところです。おっしゃいますように、特に小規模な直売所を含め、そういう問題を抱えているところがある、ということも実態調査を含めて把握させていただいているところでして、また、そういったことへのご相談やご指導に対応していきたいと考えております。

○小林（照）委員 支援として、一番大切なのは、生産の拠点の農村部と、消費者が多い都市部を結ぶ流通の問題の解決が求められていることではないかと思えます。宇陀市の方によると、今、生産者は樞原市まで生産物を届けるということで、それができない方の場

合、地元では大変になっているということです。ですので、流通面で、農協や町村なども協力して、何とか支援できないかと思っています。その辺を求めておきたいと思います。

最後に、これは要望にしたいと思います。

米作りのことです。実りの秋が来たわけですが、かつては日本では五穀豊穡、豊年満作ということで、昔から豊作を願って祝ってきました。ところが、今日、それが喜べない事態が起きております。昨年の米価下落、トビイロウンカ被害に続き、今回、米価が大暴落しています。コロナ禍で外食向けの需要が落ち込んで、今年度の米価が1俵9,000円台と言われていますが、先日お会いした橿原市で10ヘクタールほどのお米作りをされている方は、1俵当たりのコストは1万4,000円から1万5,000円かかるのに、9,000円ではとてもやっていけない。この機会に米作りをやめる人、諦める人が出てくる。集落の農家の方から米を続けられないので、作ってほしいと頼まれていると言っておられました。このように、多くの農家が米作りから撤退しますと、地域の農業は崩壊します。食料不足の事態が必ず来ます。ご存じだと思いますが、農林水産省は、8月25日に2030年度の食料自給率を45%とする目標を掲げましたが、2020年度の食料自給率が前年度で1ポイント低下して37%、実は奈良県は何と14%と発表されました。自給率を下支えしてきた米の需要量は、人口減少や食の多様化の進行で減少傾向になっております。コロナ禍で、世界の飢餓が悪化しています。国民の食料を自国で賄うことの重要性がこのコロナ禍を通して明らかになっております。

奈良県では、県下の耕地面積に占める水稲の割合は半分近くを占めています。奈良県の農産物生産額で最も大きな販売額を占める米の生産減少は、奈良県農業の根幹が崩れていく、本当に深刻な事態になっています。奈良県の耕地面積や農産物の販売額は、東京、大阪などと並んで全国でも最下位クラスです。県民の食料自給率が先ほど申し上げた14%ということは、7人に1人しか自給できないというのが今の奈良県の実態です。主食である米の生産減少は、自給率の減少というだけでなく、耕作放棄地が拡大します。そうしますと、奈良の歴史的風土や景観の保全という点からも、大きな損失であると思います。県におかれては、おいしい米と評判である奈良のヒノヒカリを守って、地域農業を守っていくために、市町村と協力して、奈良県の米作り農家への総合的な支援策を農協や農業従事者と共に何とか見いだしていただきたい、それを進めていただきたいということを強く要望させていただきます。質問を終わらせていただきます。

○乾委員 産業・観光・雇用振興部にお伺いしたいと思います。

奈良県内の中小企業は、コロナ禍の影響を受けて厳しい経営状況にあります。現在、奈良県テレワーク導入支援補助金事業など、テレワークを整備する機器に対する補助金がありますが、事業形態上、テレワークができない小さい事業所もあります。今、大企業は、このテレワークの補助金を利用していますが、中小企業についてはなかなかそこまでテレワークするような企業は少なく、その補助金は利用できないということになっています。つまり、大企業が助かって、中小企業はなかなかしんどい。ものづくり補助金でも、毎年すばらしい企業がすばらしい提案をしまして、コンサルを入れて、申請して、2分の1か、3分の2か補助金をもらえるわけです。大きな機械を入れて3分の2、半分以上ももらったら、会社も楽です。しかし、中小零細企業は、それをしたくても、コンサル料は払わなければならない、それで、提案を出すというところまでたどり着かない。いくら申請したくても、もらえないというのが現状です。今年ももらった、去年ももらったという人も、私の耳に入ってきます。私は商工会の会長もやらせていただいている、いろいろな会員から、どうにかならないのか、という相談も受けています。もっと簡単にできるというか、範囲を広げていただいて、そういう何回も支給される方も企業努力しておられるわけですが、やはり中小零細企業にも、もう少し温かい目で見守ってあげるような形態をしていただいたらと思います。

その中で、去年、実施されたもので、この奈良県中小企業等再起支援事業、そして、新型コロナウイルス感染症対策緊急支援事業の補助金は、今年はあるのですか。そこを聞きたいのです。

○大西産業振興総合センター所長 企業支援については、乾委員お述べのとおり、昨年、6月補正予算で予算措置もいただき、一つは、コロナ禍における感染対策や緊急的な補助として、新型コロナウイルス感染症対策緊急支援事業を、公益財団法人地域産業振興センターを窓口として、実施させていただきました。加えて、国の再起支援事業費補助金という財政措置もあり、それも活用して、当センターで県内の製造業、非製造業の皆様方がお使いいただけるような、コロナ禍における再起に向けた取組ということで、中小企業等再起支援事業補助金を実施させていただいたところです。今年度は、コロナ禍の状況もございますが、そういった補助制度については、継続しての取組は行っていません。他方で、特に飲食店等、非常に厳しい状況にある方につきましては、今、県として、感染対策の認証制度に伴う改装費などの支援などにも取り組んでいるところです。引き続き、県下の企業の状況や新型コロナウイルスの感染状況も踏まえ、注視しながら、研究してまいります。

と考えております。

○乾委員 中小企業におかれては、去年はそのような補助金があって、この事業はよかったという声もいただきました。予算もあります。できれば今年も、またいろいろ考えていただいて、中小企業を守るような策をつくっていただくよう要望しておきます。

○岩田委員 前の一般質問でも言いましたが、林道についてです。

奈良県では県内産を使えとか、言葉はいろいろなところで出てきているのですが、平成10年の風台風でも、まだ倒木になったものがそのままの状態であるということもあります。その当時、補助金を使えると言われましたが、その中身は、倒木した木を搬出して、そして、植林して初めて補助を出すというもので、搬出するにも林道もなく、ヘリコプターもとても使えない。だから、そのままの状態であるということです。令和2年度決算でも、令和3年度予算でも、言葉だけは聞くけれども、奈良県では実際には、県営林道と、補助林道、環境保全林道改良事業の全部で3億円ほどの予算しか出ていない。だから、民有林でも県営林でも、実際に山の持ち主等の意見を聞いて参考にして、来年度、この決算を見て予算化するのであれば、せめて倍ぐらいにしてほしい。私は6億円でも、林道の開設、補助を出すのに少ないと思っています。現在、建売住宅は、皆さんも聞いておられるとおり、材木が入らないということで、アメリカの外材も入ってこない中で、高騰しています。だから、この林道の開設や、民間に補助を出したりすることについて、もう一度、見直して、来年度の予算を増やしてもらえるように要望したいと思います。

村井副知事、この点について、今日までも取り組んでもらっていると思いますし、言葉だけ、県内産を使えとか、いろいろ言っていますが、実際に搬出する林道がないわけです。その点、副知事の考えをお聞きしたい。

○村井副知事 林道や作業道などについては、先ほど担当課からもお答えさせていただきました。いろいろな種類のものがありまして、一時は、県の中でもふるさと林道など、今とは桁違いの予算のときもあったと思います。それから、作業道についても、奈良型作業道ということで、いろいろなきめ細かい対応はしていますが、予算額としたら、今はそのぐらいの額というお話です。場所を限定というか、精査してやっているということはあると思いますが、今、林内には、間伐した後の放置材もかなり出ているということもありますので、そういう林内の放置材をどう搬出するかという問題や、森林の体系、造林の体系の中で、どのように位置づけるかということも、改めて検討してまいりたいと思います。

○岩田委員 知事もこの林道に対しては相当力を入れておられるということも度々聞くの

ですが、実際に令和4年度予算で、少しでも増やしていただくように強く要望しておきます。

○清水委員長 ほかにございませんか。

では、総括について確認いたしますが、藤野委員が奈良県中央卸売市場についてされると。そのほかはございませんか。

では、ほかに質疑がなければ、これをもって水循環・森林・景観環境部、産業・観光・雇用振興部及び食と農の振興部の審査を終わります。

午後1時から、観光局及び水道局の審査を行いますので、よろしく願いいたします。

それでは、しばらく休憩いたします。

11:55 休憩